

## 議案第53号

愛西市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の  
定数を定める条例の制定について

愛西市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例  
を別紙のように定めるものとする。

平成28年11月29日提出

愛西市長 日 永 貴 章

### 提案理由

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、愛西市  
農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める必要があるか  
らである。

愛西市条例第 号

愛西市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(委員の定数)

第1条 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項の規定により、愛西市農業委員会の委員の定数は、15人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第2条 農業委員会等に関する法律第18条第2項の規定により、愛西市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、30人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(愛西市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区設定条例の廃止)

2 愛西市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区設定条例（平成17年愛西市条例第120号）は、廃止する。

(愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年愛西市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

|       |            |
|-------|------------|
| 農業委員会 |            |
| 会長    | 月額 35,000円 |
| 副会長   | 月額 28,000円 |
| 委員    | 月額 25,000円 |

を

」

「

|             |            |
|-------------|------------|
| 農業委員会       |            |
| 会長          | 月額 35,000円 |
| 副会長         | 月額 28,000円 |
| 委員          | 月額 25,000円 |
| 農地利用最適化推進委員 | 月額 19,500円 |

に

」

改める。